

平成 18 年 7 月 10 日

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者

東京都港区港南二丁目 16 番 2 号太陽生命品川ビル 9F  
株式会社バンダイナムコホールディングス  
代表取締役社長 高須 武男

代理人

東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル  
長島・大野・常松法律事務所

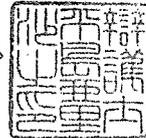
弁護士

酒井 竜児



同

平島 亜里沙



「貸金業の規制等に関する法律」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会の件

当職らは、上記照会者の代理人として、標記の件に関し下記のとおりご照会申し上げます。  
宜しくご検討下さいますようお願いいたします。

記

1 照会者が将来行おうとする行為について

照会者は、株式会社バンダイ（以下「バンダイ」といいます。）及び株式会社ナムコ（以下「ナムコ」といいます。）による共同株式移転により、バンダイ、ナムコ及び両社の傘下にあった会社を含む企業グループ（以下「BN グループ」といいます。）を支配・管理する純粋持株会社として平成 17 年 9 月 29 日付で設立された会社であり、BN グループ全体の事業戦略の策定や統括等を行っております。本照会時における BN グループにおける国内の主要企業と照会者との資本関係（総株主の議決権数に占める照会者の保有議決権数の割合）は別紙 1

のとおりです。

照会者は、BN グループにおける有利子負債の削減等を目的として、外部からの資金調達を原則として照会者のみが行い、①照会者は、照会者がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社に該当する会社のうち特定の会社（以下「借入対象会社」といいます。）において四半期毎に生じた一定額以上の余剰資金をグループ金融規程に基づいて借り入れ、②かかる借入及び外部からの資金調達により得られた資金等を原資として、照会者がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社に該当する会社のうち特定の会社（以下「貸付対象会社」といいます。）において必要となる運転資金及び設備投資資金を、グループ金融規程に基づいて貸し付けることとするグループ金融制度（以下「本制度」といいます。）を創設し運用することを検討しています。

本制度、及び本制度に基づいて借入対象会社が照会者に対して行う貸付（以下「本件子会社貸付」といいます。）並びに本制度に基づいて照会者が貸付対象会社に対して行う貸付（以下「本件親会社貸付」といいます。）の具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 本制度の具体的な内容

- a. 照会者は、BN グループにおける経営資源の配分の効率化及び有利子負債の削減を目的としてグループ金融規程を制定し、外部からの資金調達については原則として照会者が行い、貸付対象会社は必要に応じて照会者から運転資金及び設備投資資金として貸付を受けることができる旨を規定する。照会者は、当該規程に定める条件、及び照会者と各貸付対象会社との間で貸付毎に作成され締結される契約書に基づいて本件親会社貸付を行う。また、グループ金融規程において、借入対象会社は、四半期毎に生じた一定額以上の余剰資金を照会者に貸し付ける方法により照会者に集中させ、照会者は当該資金を本件親会社貸付及びその他の投資のための原資の一部とする旨も併せて規定する。各借入対象会社は、当該規程に定める条件、及び照会者と各借入対象会社との間で貸付毎に作成され締結される契約書に基づいて本件子会社貸付を行う。
- b. 貸付対象会社及び借入対象会社は、照会者がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社に該当する会社のうち特定の会社に限定する。まず貸付対象会社は 10

---

<sup>1</sup> 会社法における「子会社」とは、「会社その総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社その経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。」（会社法第2条第3号）とされています。

社<sup>2</sup>であり、そのうち4社は照会者がその総株主の議決権の100%を、残り6社は照会者が少なくともその総株主の議決権の過半数をそれぞれ直接保有している。また借入対象会社は8社<sup>3</sup>であり、そのうち4社は照会者がその総株主の議決権の100%を、残り4社は照会者が少なくともその総株主の議決権の過半数をそれぞれ直接保有している。

(2) 本件親会社貸付の具体的な内容

- a. 照会者は、各貸付対象会社が立案した自社及びその子会社の資金計画に基づき予めBNグループ内の戦略事業単位（以下「SBU」といいます。）主幹会社<sup>4</sup>と協議の上決定した年度毎の借入上限額を限度として、本件親会社貸付を実施する。照会者は、貸付の都度、SBU主幹会社及び照会者によって行われる審査を経た上で本件親会社貸付を実施するが、その回数については特に制限を設けない。したがって、審査の結果によるものの、照会者は各貸付対象会社の請求に応じて複数回の貸付を行う可能性がありうる。
- b. 例外的なケースを除き、本件親会社貸付における貸付期間は短期の場合3ヵ月、長期の場合1年とする。
- c. 対象会社は本件親会社貸付に関し照会者に対して利息を支払う。例外的なケースを除いて、本件親会社貸付の金利は、短期の場合、(円 TIBOR+0.3) %、長期の場合、(円 TIBOR+0.6) %とする。
- d. 照会者は、対象会社及びその他の第三者から担保の提供を一切受けることなく本件親会社貸付を行う。

(3) 本件子会社貸付の具体的な内容

- a. 各借入対象会社は、四半期毎に資金状況を確認の上、平均月商(年間売上高の1/12)分の資金を超える金額がある場合には、かかる金額を上限として、各借入対象会社の資金繰り等を考慮しつつ各借入対象会社と照会者が協議して決定する金額

<sup>2</sup> バンダイ、ナムコ、バンダイナムコゲームス、バンダイナムコネットワークス、バンダイビジュアル、サンライズ、バンダイチャンネル、バンプレスト、バンダイロジパル、ナムコ・エコロテックです。

<sup>3</sup> 貸付対象会社からバンダイチャンネル、ナムコ・エコロテックを除いたものです。

<sup>4</sup> 戦略事業単位(SBU)とは、BNグループに属する会社をBNグループの事業セグメントを基準として複数のグループに分ける場合の基準及びその基準により分けられたグループを意味し、戦略事業単位(SBU)主幹会社とは、戦略事業単位に分けられた複数の会社の統括等戦略事業単位内での中心的な役割を果たす会社を意味します。

(億円単位)を照会者に貸し付ける義務を負う。借入対象会社は貸付にあたって特に審査等を行わないが、貸付の都度契約書を作成の上、照会者との間で締結する。貸付実行日は毎年1月、4月、7月、10月の1日(休日の場合は翌営業日)とされ、借入対象会社は照会者に対して複数回の貸付を実施することが予定されている。

- b. 照会者は本件子会社貸付に関し借入対象会社に対して利息を支払う。例外的なケースを除いて、本件子会社貸付の金利は、(照会者及び借入対象会社が契約書において合意する大口定期預金金利+0.03)%とする。
- c. 例外的なケースを除き、本件子会社貸付における貸付期間は3ヵ月間とし、元本の返済及び利息の支払は毎四半期初日に実行される新たな貸付と相殺することにより行われる。
- d. 借入対象会社は、無担保で本件子会社貸付を行う。

## 2 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項

本照会にかかる法令(条項)は、貸金業法第2条第1項、同法第3条第1項、及び同法第11条第1項です。

本書第3項で申し述べるとおり、本件親会社貸付は「業として行う」貸付に該当しないため照会者は本件親会社貸付を行うにあたり第3条第1項に定める登録を受ける必要がないこと、及び本件親会社貸付が第11条第1項に違反することを理由として貸金業法第47条第2号及び第51条第1項第1号に定める罰則の適用がないことを確認させていただきたいと存じます。また、本件子会社貸付は「業として行う」貸付に該当しないため借入対象会社は本件子会社貸付を行うにあたり第3条第1項に定める登録を受ける必要がないこと、本件子会社貸付が第11条第1項に違反することを理由として貸金業法第47条第2号及び第51条第1項第1号に定める罰則の適用がないことを確認させていただきたいと存じます。

## 3 法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

貸金業法第3条第1項において、「貸金業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。」とされ、「貸金業」(貸金業法第2条第1項)とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸

借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。」とされていますが、以下申し述べるとおり、本件親会社貸付及び本件子会社貸付は「業として行う」貸付にあたらないものと考えます。

(1) 「業として行う」貸付について

一般に、貸金業法上登録を要する「業として行う」貸付とは、「反復継続して社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものである」貸付とされており（財団法人大蔵財務協会編「新訂〈事例問答式〉貸金業法のすべて」23頁）、反復継続して行われる貸付であっても、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度の貸付でないならば「業として行う」貸付にはあたらないと考えます。

なお、反復的継続的かどうかの判断は具体的事実即して行われること、また当該反復的継続的な貸付が社会通念上、事業の遂行とみることができる程度か否かはその行為の主体、行為の目的等に即して具体的に判断されることが必要であるとされています（財団法人大蔵財務協会編「新訂〈事例問答式〉貸金業法のすべて」23頁）。

したがって、本件親会社貸付及び本件子会社貸付が「業として行う」貸付にあたるか否かについても、その行為の主体、行為の目的等に則して具体的に判断される必要があります。

(2) 一方の会社が他方の会社の総議決権の過半数以上を保有する関係にある場合の一方の会社（以下「親会社」という。）から他方の会社（以下「子会社」という。）への貸付について

従来、旧商法上の親子関係、すなわち、一方の会社が他方の会社の総議決権の過半数を保有する関係にある会社間において、親会社から子会社への貸付を行うにあたり貸金業法上の登録が必要か否かについては、①資本上一定の親子関係（例えば100%の株式を保有）にある親会社が子会社の資金繰りのために行う貸付は、「業として行わないかぎり」貸金業法の規制対象とはならない（財団法人大蔵財務協会編「新訂〈事例問答式〉貸金業法のすべて」71頁）、②資本上の親子関係を有する業者間で、当該関係を有することに関連して行われる貸付であれば、法第2条第1項本文に規定する「業として行う」貸付には該当しない（財団法人大蔵財務協会編「新訂〈事例問答式〉貸金業法のすべて」30頁）とされており、これを併せて読めば、資本上一定の親子関係にある親会社から子会社への資金繰り等の必要性から行われる貸付であって、当該貸付が資本上の親子関係を有することに関連して行われるものであれば、たとえ反復的継続的に貸付が行われる場合であっても「業として行

う」貸付には該当しない、と考えるべきこととなります。

上述の①及び②の見解の根拠は上述の文献中には示されていませんが、旧商法上の親子関係にある親会社から子会社への貸付は、子会社の資金繰りや運転資金、子会社の組織再編等の援助のために行われることが多いこと、特に持株会社が管理する企業グループにおいて、持株会社がその傘下にある企業を支配・管理するためや、グループ全体の経営資源を効率的に配分するために資金需要のある子会社に対して資金援助の一つの方法として貸付を行うことは、持株会社の当然の機能であると考えられること<sup>5</sup>からすれば、たとえ反復的継続的に行われる場合であっても、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度の貸付として貸金業法の登録を要するとすることは適切ではないとの実質的判断に基づくものと思われま。また、旧商法上の親子関係にある会社は、親会社が子会社に対して有する支配関係から経済的には一体とみることができ、親子会社間での資金移動は同一法人内での資金移動と同視できることから、たとえ反復的継続的に行われる場合であっても、社会通念上、事業の遂行とみることができないとの実質的な判断にも基づいていると思われま。

そもそも貸金業法が貸金業者に対して登録を義務づけるとともに貸金業を行うにあたって遵守すべき規制事項を罰則とともに定めた趣旨は、高利貸、過剰な融資及び過酷な取立行為を規制するとともに、不適当な業者を貸金業に携わらせないようにすることによって、「資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」（貸金業法第1条、森泉章編著「新・貸金業規制法」3頁）にあり、悪質なサラ金業者による高利貸、過剰な融資及び過酷な取立等から一般消費者を保護することにあります。したがって、反復的継続的な貸付を行う場合であっても、貸主が一般消費者に対する高利貸、過剰な融資及び過酷な取立等を行う者ではないことが明らかであり、借主が貸金業法によってその利益を守るべき必要のある一般消費者ではないことが明らかである貸付についてまで、これを「業として行う」ものとして登録を要すると考える必要はないと思われま<sup>6</sup>。そして、

<sup>5</sup> 「傘下子会社は、いわゆる部分公開（子会社上場等）を行った特殊な場合を除き、エクイティファイナンスにより資本市場から資金を調達する機能を有しない。傘下子会社は、多くの場合、資金調達を何らかの形で親会社たる持株会社に依存せざるをえない（別冊商事法務228号「持株会社の設立と運営」96頁）、「事業活動の支配・管理は商法に基づく株主権行使を基本として、副次的に資金等の資源配分を通じて実現されるべきであろう。」（別冊商事法務228号「持株会社の設立と運営」92頁）、「グループ全体の財務戦略を考えたとき、経営資源配分の効率性などの観点から、持株会社がこれを行った方が有効な場合もあろう。」（發知敏雄他著「持株会社の実務（第4版）」72頁）とされており、持株会社がその傘下にある企業を支配・管理するためや、資金需要のある子会社に対して貸付による資金援助を行う等の方法によりグループ全体の経営資源を効率的に配分するために貸付を行うことは、持株会社の当然の機能であると考えられます。

<sup>6</sup> 貸金業法は、「貸金業全体を規制対象としているが、この法律の制定を検討する端緒となった、いわゆるサラ金問題の实情から見て規制対象は小口、無担保の貸金業に限った方が良いという意見もあった」（財団法人大蔵財務協会編「新訂＜事例問答式＞貸金業法のすべて」21頁）が、規制範囲が不明確になることから貸金業全体を規制対象としたものであるとのことです。とすれば、貸金業法による規制を及ぼす

経済的に一体とみることのできる旧商法上の親子会社間において、親会社の子会社に対する高利貸、過剰な融資及び過酷な取立等を行うことは通常は考えられず、借主は一般消費者ではなく旧商法上の子会社の要件に該当する会社に限定されていることからすれば、貸付が反復的継続的に行われる場合であっても貸付を行う親会社は貸金業法の登録を要しないと考えることは貸金業法の趣旨に反するものではなく許容されるものと思われま

(3) 本件親会社貸付の具体的検討

本件親会社貸付の借入人たる貸付対象会社は、照会者とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社に該当する会社であり、これは旧商法上の親子関係のある子会社と同義です。本書第 1 項において申し述べたとおり、本件親会社貸付は複数回にわたって行われる可能性がありうるものの、貸付対象会社は照会者とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、すなわち旧商法上の子会社の要件に該当する会社に限定されており、照会者とは旧商法上の親子関係にあります。また、本件親会社貸付にかかる金銭の使用目的は、貸付対象会社又はその子会社の運転資金及び設備投資資金であり、本件親会社貸付の実施は照会者が持株会社としての当然の機能を果たしているにすぎないものです。そして、本件親会社貸付は、旧商法上の親子関係のある照会者とその子会社の間で BN グループ全体での経営資源の配分の効率化及び有利子負債の削減を目的として行われる貸付であり、旧商法上の親子関係があることに無関係に行われる貸付ではないことは明らかです。

以上から、本件親会社貸付をもって社会通念上、事業の遂行とみる必要はなく、かつ適切ではないことから、本件親会社貸付は「業として行う」貸付にあたらぬものと考えます。

(4) 一方の会社が他方の会社の総議決権の過半数以上を保有する関係にある場合の子会社から親会社への貸付について

平成 13 年 10 月 28 日付で公表された『貸金業の規制等に関する法律』に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について（平成 13 年 9 月 3 日付け照会文書に対する回答）によれば、旧商法上の親子関係、すなわち一方の会社が他方の会社の総議決権の過半数を保有する関係にある会社間における、親会社の子会社に対して有する支配という観点に照らせば、旧商法上の親子会社は経済的に一体と見るべき要素が強く、かかる親子会社間の取引は同一法人内での資金移動に類似する側面が多分にあること等を理由として、グループ金融政策に基づく旧商法上の子会社から親会社への貸付については貸付人たる子会社による貸金業法上の登録が不要であることが明らかにされています。そしてこのような考え方

---

必要性がないことが明らかな貸付を行う者の反復的継続的な貸付についてまで「業として行う」貸付にあたるとして貸金業登録を要するとする必要はなくかつ適切ではないと思われま

は、旧商法下においてのみ認められていた考え方ではなく、会社法施行後の現時点においても受け継がれているものと考えべきです。

(5) 本件子会社貸付の具体的検討

本件子会社貸付の貸付人たる借入対象会社は、照会者とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社に該当する会社であり、これは旧商法上の親子関係のある子会社と同義です。本書第 1 項において申し述べたとおり、本件子会社貸付は複数回にわたって行われる可能性がありうるものの、各借入対象会社が貸付を行う相手は各借入対象会社とその総議決権の過半数を保有されている株式会社、すなわち旧商法上の親会社の要件に該当する会社である照会者に限定されています。また、本件子会社貸付は、各借入対象会社から旧商法上の親子関係にある照会者に対して BN グループ全体での経営資源の配分の効率化及び有利子負債の削減を目的として行われる貸付であり、旧商法上の親子関係があることに無関係に行われる貸付ではないことは明らかです。

以上から、本件子会社貸付は「業として行う」貸付にあたらぬものと考えます

4 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることについての同意

照会者は、本照会における照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることについての同意いたします。

以上

バンダイナムコホールディングス

